

商品概要説明書

当座貯金

(2026 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○当座貯金 ※お客様からのご依頼により、決済資金をお預かりし、手形・小切手の支払いを行うための口座です。
2. 販売対象	○個人、法人および団体（任意団体は除く。）
3. 期 間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1 円以上 ○1 円単位
5. 払戻方法	○小切手・手形により随時払い戻しできます。
6. 利 息	○無利息となります。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	○別途審査により貸越を利用できます。 ○個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または苦情等受付窓口（電話：0 5 5－9 5 7－8 0 2 8）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 苦情等受付窓口または J Aバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）
11. その他参考と なる事項	○この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当 J A に対する解約の通知は書面によるものとします。 ○この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当 J A はその支払い義務を負いません。 ○前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ○呈示された手形、小切手は、呈示日の 13 時まで当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし 13 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ○2026 年 4 月 1 日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A ふじ伊豆